（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付特例対象防衛特別法人税額等の範囲）

第十八条　法第三十九条第一項に規定する政令で定める金額は、当該課税事業年度の防衛特別法人税の額のうち内国法人が提出した防衛特別法人税確定申告書に記載された法第二十五条第一項第二号に掲げる金額として納付されたものとする。

２　法第三十九条第四項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　特別清算開始の決定があったこと。

二　法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実

三　法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして財務省令で定めるものがあったこと（前号に掲げるものを除く。）。

（防衛特別法人税に係る法人税法施行令の適用の特例等）

第十九条　法第四章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる政令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第九条第一号ホ	及び地方法人税	、地方法人税及び防衛特別法人税の額並びに当該
法人税法施行令第九条第一号カ	及び地方法人税	、地方法人税
	除く。）として	除く。）及び防衛特別法人税（国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第二号ハ（修正申告）又は第二十八条第二項第三号ハ（更正又は決定の手続）に掲げる金額に相当する防衛特別法人税及び附帯税を除く。）として
	同条第三項	法第三十八条第三項
法人税法施行令第百二十三条第二項	及び地方法人税	、地方法人税
	除く。）として	除く。）及び防衛特別法人税（国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第二号ハ（修正申告）又は第二十八条第二項第三号ハ（更正又は決定の手続）に掲げる金額に相当する防衛特別法人税及び附帯税を除く。）として
法人税法施行令第百四十四条第六項第一号	法人税の控除限度額及び	法人税の控除限度額、
	の	）及び防衛特別法人税の控除限度額（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第十六条第一項（外国税額の控除）に規定する防衛特別法人税控除限度額をいう。次号、次項及び次条第四項において同じ。）の
法人税法施行令第百四十四条第六項第二号	及び地方法人税の控除限度額	、地方法人税の控除限度額及び防衛特別法人税の控除限度額
法人税法施行令第百四十四条第七項	地方法人税の控除限度額	地方法人税の控除限度額、防衛特別法人税の控除限度額

法人税法施行令第百四十五条第四項	と地方法人税の控除限度額との	、地方法人税の控除限度額及び防衛特別法人税の控除
法人税法施行令第百四十六条第三項	又は地方法人税法第十二条第一項	、地方法人税法第十二条第一項（外国税額の控除）又は特別措置法第十六条第一項
法人税法施行令第百四十六条第六項第二号ロ	又は地方法人税法第十二条第一項	、地方法人税法第十二条第一項又は特別措置法第十六条第一項
法人税法施行令第百九十五条の二	）と	）とし、特別措置法第四十三条第一項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第百四十四条の二第二項に規定する防衛特別法人税控除限度額として政令で定める金額は、「防衛特別法人税に関する政令（令和七年政令第百三十四号）第三条第三項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（第百九十七条第五項及び第六項において「防衛特別法人税の控除限度額」という。）と
	及び地方法人税の控除限度額	、地方法人税の控除限度額及び防衛特別法人税の控除
法人税法施行令第百九十七条第五項各号	及び地方法人税の控除限度額	、地方法人税の控除限度額及び防衛特別法人税の控除
法人税法施行令第百九十七条第六項	地方法人税の控除限度額	地方法人税の控除限度額、防衛特別法人税の控除限度
法人税法施行令第二百条の表第三項の項	第十二条第一項	又は地方法人税法第十二条第一項
	第十二条第二項	、地方法人税法第十二条第一項又は特別措置法第十六条第二項（外国税額の控除）又
法人税法施行令第二百条の表第六項第二号ロの項	第十二条第一項	又は地方法人税法第十二条第一項
	第十二条第二項	、地方法人税法第十二条第二項又は特別措置法第十六条第二項
租税特別措置法施行令第二十三条の六の二第四項	法人税法施行令	法人税法施行令及び防衛特別法人税に関する政令（令和七年政令第百三十四号）
	同令	法人税法施行令
租税特別措置法施行令第四条の九第九項、第四条の十第五項、第四条の十一第五項及び第五条第五項	法人税法施行令	法人税法施行令及び防衛特別法人税に関する政令
	同令	法人税法施行令
租税特別措置法施行令第三十九条の十八第二十三項	所得税等の額を	所得税等の額及び防衛特別法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
	同条第四項	法第六十六条の七第四項
租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第八項	所得税等の額を	所得税等の額及び防衛特別法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を